

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和７年４月１日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	国民年金・厚生年金保険等関連手続 （個人からの提出手続）

１．対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	総手続件数 （令和 ５年度）	オンライン 手続件数 （令和 ５年度）	オンライン 利用率 （令和 ５年度）	オンライン 利用率目標	取組期間 （達成期限）
52015	国民年金保険料免除・納付猶 予申請書	1 申請 等	5 国民等	3 地方 等	3,851,551	257,449	6.7%	20%	令和 10 年度 まで
52011	国民年金保険料学生納付特 例申請書	1 申請 等	5 国民等	3 地方 等	2,037,550	259,498	12.7%		
—	公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書	1 申請 等	5 国民等	2 独立 行政法 人等	6,703,907	256,973	3.8%		
51855	口座振替による納付の申出 （国民年金保険料口座振替 納付申出書）	1 申請 等	5 国民等	2 独立 行政法 人等	725,263	156	0%	—	—
51870	年金受給選択申出書	1 申請 等	5 国民等	2 独立 行政法 人等	149,232	0	0%	—	—

51934	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	1,688,092	5	0%	—	—
51881	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	395,771	0	0%	—	—
51920	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	1,646,992	10	0%	—	—
52012	国民年金保険料還付請求書	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	1,027,982	5	0%	—	—
52013	国民年金保険料追納申込書	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	248,758	36	0%	—	—
52109	障害年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	154,927	0	0%	—	—
52191	脱退一時金裁定請求書（国民年金／厚生年金保険）	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	114,152	210	0.2%	—	—
113197	年金生活者支援給付金の認定請求	1 申請等	5 国民等	2 独立行政法人等	946,480	0	0%	—	—

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(参考) 利用率目標・取組期間を設定する手続の考え方

対象手続の中で、件数が多く、申請等を毎年繰り返し行う機会があり、手続方法が比較的簡易で添付書類が原則不要であることから、オンライン申請のニーズが高いと思われる「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」「国民年金保険料学生納付特例申請書」「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の3手続について、利用率目標・取組期間を設定して取組を進めていく。

2. 対象事業の概要

国民年金・厚生年金保険の被保険者又は年金受給権者は、法令等の規定に基づき、日本年金機構又は市区町村に対して申請等を行う。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

対象手続のうち、以下の手続については、現在、マイナポータルでオンライン申請を行うことが可能となっている。

- ✧ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ✧ 国民年金保険料学生納付特例申請書
- ✧ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ✧ 口座振替による納付の申出（令和6年3月から）
- ✧ 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和6年6月から。対象は一定の条件を満たす方）
- ✧ 年金生活者支援給付金の認定請求（令和7年1月から）

また、以下の手続については、e-Govにてオンライン申請を行うことが可能となっている。

- ✧ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ✧ 口座振替による納付の申出
- ✧ 国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書
- ✧ 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

- ◇ 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）
- ◇ 障害厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出
- ◇ 国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書
- ◇ 国民年金保険料還付請求書
- ◇ 国民年金保険料追納申込書
- ◇ 脱退一時金裁定請求書（国民年金／厚生年金保険）

e-Govでのオンライン申請が可能な手続については、申請にはあらかじめ電子証明書の取得が必要ある等の理由により、ほとんどオンライン申請が利用されていない状況にある。そのような課題も鑑み、基本的に個人からの提出手続についてはマイナンバーカードを用いた認証により、マイナポータルを利用したオンライン申請を可能とできるよう検討していく。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
各手続の概要	【概要】 <国民年金保険料免除・納付猶予申請書> 所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、日本年金機構又は市区町村に当該申請書を提出することにより、申請後に承認されると保険料の納付が免除となる。 20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、日本年金機構又は市区町村に当該申請書を提出することにより、申請後に承認されると保険料の納付が猶

	予される。 <国民年金保険料学生納付特例申請書> 20歳以上の者は、原則として毎月、国民年金保険料を納めることが義務となっているが、一定の所得基準以下の学生の者は、日本年金機構又は市区町村に当該申請を提出することにより、申請後に承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される。 <公的年金等の受給者の扶養親族等申告書> 老齢年金には、所得税法により『雑所得』として所得税が課税される場所、所得税の課税対象となる方は、各種控除を受けるために、当該申告書を日本年金機構へ提出する必要がある。
オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え	【年間総手続件数（令和5年度）、オンライン利用率（令和5年度を含む過去5年間）】 <総手続件数：令和5年度> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 3,851,551 件 ・国民年金保険料学生納付特例申請書 2,037,550 件 ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 6,703,907 件 <オンライン利用率（令和5年度を含む過去5年間）> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和4年度からオンライン化を実施 - 令和4年度：国民年金保険料免除・納付猶予申請書 2.1%、国民年金保険料学生納付特例申請書 4.6% - 令和5年度：国民年金保険料免除・納付猶予申請書 6.7%、国民年金保険料学生納付特例申請書 12.7% ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、平成31年度～令和4年度まで0% - マイナポータルを利用したオンライン申請を可能とした令和5年度のオンライン利用率は3.8% 【目標】 オンライン利用率 20% （定義）オンライン利用率 = 対象手続のオンライン申請件数の合計 / 対象手続の総件数の合計

方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	【取組期間（達成期限）】 ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 令和 10 年度まで 【目標・期間設定の考え方】 ・ 本基本計画の対象手続の中で、件数が多く、申請等を毎年繰り返し行う機会があり、手続方法が比較的簡易で添付書類が原則不要であることから、オンライン申請のニーズが高いと思われる 3 手続きについて、優先的に取り組んでいく。 ・ 令和 5 年度のオンライン利用率は、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が 6.7%、国民年金保険料学生納付特例申請書が 12.7%、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が 3.8%であり、目標利用率設定の「松竹梅ルール」によると、初期のフェーズに分類される。 ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については令和 4 年度 5 月、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については令和 5 年度 9 月からマイナポータルでのオンライン申請を稼働している。 ・ 取組期間については、実施機関である日本年金機構の中期計画期間（令和 6 年度から令和 10 年度まで）の終期である令和 10 年度末（4 年後）までの達成を目指すこととして設定した。	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアク	課題	国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、オンライン化未実施であり、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてはオンライン利用率が 0%であることから、申請者の利便性を図ったオンライン申請の環境を構築する必要がある。 中間 KPI 【目標・達成期限】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については令和 4 年度上期までに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については令和 5 年度以降可能となる時期までに、マイナンバーカー

シ ョ ン プ ラ ン①		ドを用いた認証により、マイナポータルを利用したオンライン申請を可能とできる環境を構築する。(達成済)
		【KPI の定義】 3 手続のオンライン申請の環境の実現
	ア ク シ ョ ン プ ラ ン a	【取組内容】 マイナポータルの所管であるデジタル庁などの関係機関と、システム開発のために必要となる事項の確認やスケジュール等の調整を開始する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和3年度中速やかに調整等を開始する。公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和4年度までに調整等を開始する。
	ア ク シ ョ ン プ ラ ン b	【取組内容】 マイナポータルからの電子申請を受ける日本年金機構のシステムについて、日本年金機構内部の事務処理における審査・決裁業務等を紙の届書より迅速かつ効率的に実施できる環境を構築するために、改修・開発を実施する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和4年度上期まで。公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和5年度以降マイナポータルによるオンライン申請が可能となるときまで。

オ ン ラ イ ン	課 題	現在、日本年金機構においては、
-----------	-----	-----------------

利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②		・国民年金保険料の免除要件に該当することが確認できた者には、ハガキ形式の国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド用）を送付 ・学生納付特例によって保険料納付を猶予されている者で、次年度も引き続き在学予定の者には、ハガキ形式の学生納付特例申請書（ターンアラウンド用）を送付 ・老齢年金受給者のうち、所得税の課税対象となる者には封書で扶養親族等申告書を送付 しており、送付された申請書を返送することにより手続が可能となっているが、いずれも紙ベースとなっている。これらの情報を電子的に送達する仕組みを構築し、当該電子データを活用した電子申請を可能とすることで、手続の利便性を図り、オンライン利用率を向上させる必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については令和4年度上期までに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については令和5年度以降可能となる時期までに、日本年金機構のシステム及びマイナポータルを改修し、電子申請時に必要となる情報をあらかじめ入力したデータを電子的に事前に送達し、当該電子申請データを活用した簡易な方法により、オンライン上での申請を実現する（免除申請においては、通称「ワンクリック免除申請」の実現）。（達成済）
		【KPI の定義】 3手続きの電子データの事前送達及び簡易な方法による申請の実現
	アクションプラン a	【取組内容】 マイナポータルの所管であるデジタル庁などの関係機関と、システム開発のために必要となる事項の確認やスケジュール等の調整を開始する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和3年度中速やか

		に調整等を開始する。公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和４年度までに調整等を開始する。
	アクション プラン b	【取組内容】 日本年金機構のシステムについて、事前に送達した電子データを活用した電子申請を可能とする環境を構築するために、必要となるシステムの改修・開発に着手する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和３年度中に着手する。公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和５年度以降マイナポータルによるオンライン申請が可能となる年度に向けて必要となる時期に着手する。
	アクション プラン c	【取組内容】 電子申請時に必要となる情報をあらかじめ入力したデータの電子的な送達を開始する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和４年度中に開始する。公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和５年度以降マイナポータルによるオンライン申請が可能となった年度から必要となる時期に開始する。

オンライン 利用率を引 き上げる上	課題	オンライン利用率を向上させるためには、電子申請を利用してもらえよう、国民への周知・広報活動を行う必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】

での課題と課題解決のためのアクションプラン③		国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については令和４年度から、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については令和５年度から、電子申請の周知・広報活動を実施する。
		【KPI の定義】
	アクションプラン a	【取組内容】 ターンアラウンド用の申請書を送付する際に、電子申請が可能であること等の案内を同封して周知を行う。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和４年度から実施。 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和５年度から実施。
	アクションプラン b	【取組内容】 日本年金機構等のホームページにおいて、電子申請の案内や FAQ を掲載して周知を行う。また、年金事務所や市区町村の窓口においてもチラシを配布するなどして周知を行う。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和４年度から実施。 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和５年度から実施。
	アクションプラン c	【取組内容】 申請者からの問い合わせに対応するための体制を構築する。
		【取組期限（期間）】 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書については、令和４年度から実施。 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、令和５年度から実施。

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

オンライン利用率目標を設定した主要手続についてスコアカードを作成し、厚生労働省ホームページにて公表する。

原則として四半期ごとに確認を行い、必要に応じて更新・公表を行う。

オンライン利用率については、集計作業を実施し、少なくとも年1回は数値を更新する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

全員が外部委員により構成される社会保障審議会年金事業管理部会において、毎年度、日本年金機構の業務実績報告とともにご審議いただく。

提出資料及び議事録は厚生労働省ホームページにて公表する。

7. 基本計画の見直し

上記部会での審議結果や、計画の進捗状況、社会経済の変化等を踏まえ、必要な改定を行う。